

令和元年度
藤岡市
人・農地プラン
上落合地域

市町村名	藤岡市	集落／地域名	上落合地区
当初作成年月日	平成24年10月	分割作成年月日	平成29年 2月
更新年月日（1回目）	平成30年 3月	更新年月日（2回目）	平成31年 3月
更新年月日（3回目）	令和 2年 3月	更新年月日（4回目）	令和 年 月
更新年月日（5回目）	令和 年 月	更新年月日（6回目）	令和 年 月
更新年月日（7回目）	令和 年 月	更新年月日（8回目）	令和 年 月

1. 今後の地域の中心となる経営体（担い手）

No.	個人 コード	属性	経営体 (氏名)	経営者 等の 年齢	構 成 員 数	後 継 者 の 有 無	現状 [令和元年度]		計画 [令和6年度]		農 産 中 間 管 理 事 業 利 用 希 望 の 有 無	今後の 取組内容	取 組 年 度	今後活用が見込まれる施策等					備 考
							経営内容 (作目等)	経営規模 (ha・頭羽数)	経営内容 (作目等)	経営規模 (ha・頭羽数)				農業次世 代人材投 資事業	金利軽減 措置	経営体育 成支援事 業	その他国 庫事業	その他県 単補助事 業	
1	60	1 認農・個人	B E	47 歳	1 名	×	施設野菜	0.83 ha	施設野菜	1.00 ha	×	3 高付加価値化	既	×	○	△	△	○	
2	81	1 認農・個人	B Y	66 歳	1 名	×	露地野菜 水稻	1.19 ha	露地野菜 水稻	1.00 ha	×	3 高付加価値化	既	×	○	△	△	△	
3	84	1 認農・個人	C B	72 歳	2 名	×	米麦種子	2.59 ha	米麦種子	2.80 ha	○	3 高付加価値化	既	×	○	△	△	○	
4	86	1 認農・個人	C D－1	65 歳	3 名	×	米麦種子 露地野菜	1.12 ha	米麦種子 露地野菜	1.30 ha	○	3 高付加価値化	既	×	○	△	△	○	
5	87	2 認農・共同	C D－2	61 歳	— 名	×	米麦種子 露地野菜	— ha	米麦種子 露地野菜	— ha	○	3 高付加価値化	既	×	○	△	△	○	
6	88	5 認農・農事	C E 農事組合法人	63 歳	34 名	○	麦作	2.30 ha	米麦	10.00 ha	○	4 複合化	34	×	○	○	△	○	
7	89	1 認農・個人	C F	63 歳	2 名	×	米麦種子 施設野菜	2.93 ha	米麦種子 施設野菜	3.20 ha	○	3 高付加価値化	既	×	○	○	△	○	
8	146	1 認農・個人	D Z－1	43 歳	2 名	×	露地野菜 水稻	3.70 ha	露地野菜 水稻	4.00 ha	×	3 高付加価値化	既	×	○	○	△	○	
9	147	2 認農・共同	D Z－2	72 歳	— 名	○	露地野菜 水稻	— ha	露地野菜 水稻	— ha	×	3 高付加価値化	既	×	○	○	△	○	
10	151	1 認農・個人	E F－1	71 歳	3 名	○	養豚	500.00 頭	養豚	600.00 頭	×	3 高付加価値化	既	×	○	△	△	○	
11	152	3 認農・後継	E F－2	41 歳	— 名	×	養豚	— 頭	養豚	— 頭	×	3 高付加価値化	既	×	○	○	△	○	
12	153	3 認農・後継	E F－3	42 歳	— 名	×	養豚	— 頭	養豚	— 頭	×	3 高付加価値化	既	×	○	○	△	○	
13	200	12 事業担い手	F Z	58 歳	1 名	×	米麦	1.54 ha	米麦	2.10 ha	○	3 高付加価値化	既	×	×	△	△	△	

【記載上の注意】

※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農畜産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化、後継者の育成など、地域農業の発展を牽引する経営体や、将来こうした役割を担うであろう新規就農者等を経営体の意向も踏まえた上で記載する。

※ 「属性」には、認定農業者は「認農」と記載し、個人・法人の別、共同経営者・後継者の別等を記載。また、農事組合法人は「農事」、集落営農組織は「集営」、認定新規就農者は「認就」、就農後に認定農業者を目指してもらう者を「育成対象」と記載。年齢等により認定農業者の更新を行わなかったが、今後技術の承継を行うであろう者を「目標達成」と記載。

※ 「計画」欄は、おおむね5年後の経営内容・経営規模を記載（以下「計画」欄についても同じ）。

※ 「今後の取組内容」欄は、経営の維持・発展のために今後取組もうとする内容を記載。

※ 「取組年度」欄は、取組開始年度を記載するが、以前より既に取り組んでいる内容については「既」と記載する。

2. 1 から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている

／

担い手はいるが十分ではない

／

担い手がいない

3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する	○	旧耕地整理法に基づく耕地整理の田だが、所有者の理解により、畦畔除去等で一つの圃場を比較的大きく使えているので、現状でも集積が進んでいる。農事組合法人への集積が進んでいるため、構成員の間での集約化もできている。 米麦のみの栽培では個人も法人も経営状態が厳しい状況もあるので、今後は露地野菜・施設野菜の導入も検討していく方針である。 米麦種子の圃場が多いため、農業者間や地域住民間のまとまりもあり、この状況を維持していきたい。 遊休農地についても今のところはなく、現状を維持していきたい。 農事組合法人としては今後も規模拡大できる余地はある。
担い手の分散錯圃を解消する	○	
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○	
耕作放棄地を解消する	○	
その他[右欄に記載]	○	

4. 3 についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	引き続き農地中間管理事業を活用して借り換え等を行っているが、いつ設定されるのかがわかりづらく、水田台帳等の作成に問題がある。 手続きの簡略化を行ってほしい。 中間管理事業の利用は進んでいる状態で、地区のほとんどの農地は、中間管理事業や他の方法で貸借が済んでいる。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
その他[右欄に記載]	○	

5. 地域の標準賃料について

標準賃料については、農事組合法人を除き、田は5,000円/10a、畑は使用貸借が多い。農事組合法人は現在の標準賃料で借りている。
今後は農地中間管理事業での貸し借りに関しても田は5,000円/10a、畑は使用貸借に移行していきたいという意見があった。

6. 近い将来、農地の出し手となる者と農地

No.	個人 コード	農地の出し手となる 農業者	地区別	現状 [令和元年度]			貸借対象 農地面積	今後 [令和6年度]	農地中間管理機構への貸付等の有無			備考
				所有農地面積	経営農地面積	貸付済農地面積		経営農地面積		農地面積	貸付 時期	
1	136	E G	美土里	0. 73 ha	0. 73 ha	0. 00 ha	0. 73 ha	0. 00 ha	×	0. 7315 ha	すぐに貸したい	
2	137	E H	美土里	0. 35 ha	0. 17 ha	0. 18 ha	0. 17 ha	0. 00 ha	○	0. 1693 ha	すぐに貸したい	

7. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方（地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者も含めて）		
取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化		将来的な担い手がない状況で、農地が余りつつある。また、基盤整備自体は行なわれていないので、利水排水には多少の問題がある。更なる土地改良事業は受益者負担の関係で、現実的には難しい状況。将来的な地域農業の維持を考えると、何らかの土地改良事業は必要と考える。 米麦種子の経営が多いが、米麦のみの経営では個人でも法人でも財政的に厳しい状況もあるので、露地野菜等との複合経営を進めていく必要がある。 若い農業者に参入を促すように進めていきたい。
複合化	○	
6次産業化		
高付加価値化	○	
新規就農の促進	○	
その他[]		

8. 今後の地域維持のあり方

農業の維持・地域環境の維持については、現在のところ問題となってくるところは無い。ただし、高齢の農家については、農地への執着も強く、貸借がこれ以上進むことは無いかもしれない。農業後継者自体は少ないので、法人での取り組みによって定年後帰農者等の取り込みや技術の伝承、多面的機能支払交付金を活用した協議会での活動など、地域環境の維持を続けていく。

※ 今後、農地を含め地域の維持をおこなうため、地域の話し合いにより判明した問題点・地域維持のあり方をまとめる。